

2025 年 2 月 10 日

酒巻匡著『刑事訴訟法〔第3版〕』訂正情報

本書第1刷616頁4～5行目（「* 証人の……回復する目的で」）の記述を，次のように訂正する。

「* 証人の信用性が不一致供述の存在以外の方法によって減殺されたとき，その信用性を回復する目的で」